

第9回三春町公共施設整備方針検討委員会 次 第

日 時：平成24年11月5日（月）

午後1時30分～

場 所：役場3階会議室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 三春町役場庁舎整備方針の検討状況について【資料No.1】

(2) 閉校となる中学校等の利活用について【資料No.2】

(3) その他

4. 閉 会

配布資料 第8回議事録

三春町役場庁舎整備方針の検討状況について

平成24年10月
三 春 町
三 春 町 議 会

議会と町執行部との現時点での主な論点

1 公共施設ゾーンのあり方

- 議会 将来に向けて悔いのないものとするには、役場庁舎整備のみの検討ではなく、図書館や児童館を含めた公共施設ゾーンのあり方について全体構想を描き検討すべきである。
- 町 今回は、耐震上緊急性の高い庁舎建設について検討するが、公共施設整備方針検討委員会の答申を踏まえ、今後、児童館や図書館の公共施設ゾーンの整備についても検討する。

2 建設候補地及び庁舎の規模

- 議会 現在の役場駐車場から現在の庁舎にかけて、平面化（ワンフロア）仕様とし、図書館を併設する。また、行政機能と議会機能の分離をはかり、3階部分に、議会を設ける。
- 町 現在の役場駐車場の敷地に、現庁舎の面積（2,254 m²）を基礎とした機能の積上げにより、3,000～3,500 m²規模のできる限りコンパクトな1棟型の庁舎を建設したい。

3 駐車スペースの確保

- 議会 車社会の中にあって、駐車場の確保が最重要課題である。限られた敷地内の土地利用と雨や雪をしのぐ観点から、全敷地1階部分を駐車場とし、94台分確保する。
- 1階駐車場を利用したイベントも開催できる。
- 町 通常開庁時に十分な駐車場は、確保する。現庁舎跡地は敷地面積が1,075 m²あるため、乗用車43台、さわやかトイレ周辺駐車場が31台、新庁舎おもいやり駐車場2台、合計76台確保する。さらに、現役場南側駐車場の拡張と平成24年度中に造成する桜谷地内駐車場にも駐車場を整備する。

4 町民サービス（窓口・交流スペース）

- 議会 1階が駐車場となっているので、窓口業務は2階のワンフロアに集約。ワンフロアにより職員の目も届き、サービス機能充実が期待できる。
- 図書館を併設し、庁舎との間に交流広場を設け民間活力を導入する。
- 町 ワンストップサービスとすべく、可能な限り窓口業務を1階に集約する。町民サービスの充実を図る観点から、保健福祉課を1階に移し、役場庁舎と保健

センター窓口の整理を行う。

町民が気軽に立ち寄れる交流の場として、町の物産品の展示場所(ギャラリー)、情報発信の場所等、多目的に利用できるスペースを設置する。選挙の期日前投票事務、確定申告受付事務を行うスペースとしても利用できる。

5 庁舎の構造

議会 建築経費や将来の維持管理経費等の節減を考慮した建物とすべきであり、建物構造は鉄骨（一部混合）を基本としたい。

町 庁舎の構造（S造、RC造等）については、町は指定しない。適材適所に工法を使い分けることが可能となるよう、プロポーザルにおける企業の提案を採用したい。

6 設計施工の手続き

議会 役場庁舎は一部の町民ではなく、まさしく全町民が公平に利用する施設である。町民の拠り所となるこの役場庁舎にあっては、いつまでも愛着のある建物としたいものであり、町内業者の協力により完成させたい。町単独事業でもあるため、町内業者だけによるプロポーザル手法が検討できないか。

町 現在の役場庁舎が震度6強程度の地震で倒壊や崩壊の危険性が高いとされていることから、新庁舎の建設事業は速やかに進めるべきと考える。そのためには、公共直営方式を採用したい。具体的な手法としては、工期の短縮、経費の縮減等を考慮し、町立三春病院、三春町敬老園や新三春中学校建設で実績のある「設計施工一括発注プロポーザル」方式を検討する。

閉校となる中学校等の利活用について

第1 閉校となる中学校の現状について

1. 概 要

三春中学校



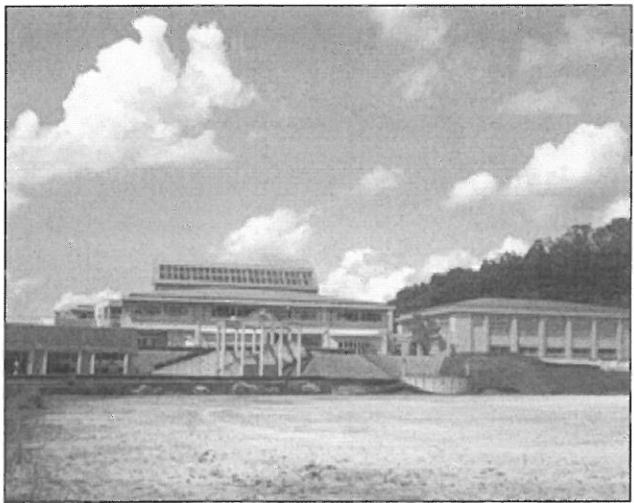
所在地 日向町 58 (学区: 三春、御木沢)
土地 17,214 m²

要田中学校



所在地 熊耳字八ツ田 213 (学区: 要田)
土地 31,374 m²

沢石中学校



所在地 富沢字石田 68 (学区: 沢石)
土地 28,176 m²

桜中学校



所在地 鷹巣字瀬山 213 (学区: 中妻、中郷)
土地 27,885 m²

学校名	施設の概要					
	区分	建築年月	構造	延床面積	耐震診断	教室数
三春中学校	校舎	S40. 11	RC 3階建	4,697 m ²	C	普通 13
	体育館	H17. 2	RC 平屋建	1,254 m ²	—	特別 15
沢石中学校	校舎	H4. 3	RC 2階建	2,163 m ²	—	普通 4
	体育館	H4. 11	RC 平屋建	981 m ²	—	特別 8
要田中学校	校舎	H3. 6	RC 2階建	2,038 m ²	—	普通 4
	体育館	H4. 3	RC 2階建	903 m ²	—	特別 9
桜中学校	校舎	H3. 4	RC 2階建	2,875 m ²	—	普通 5
	体育館	H3. 4	RC 平屋建	961 m ²	—	特別 8

第2 利活用の基本的な考え方

閉校となる学校は、町民共通の財産であり、三春町のまちづくりを推進するための貴重な資源である。そのため、学校跡地・跡施設（以下「学校（跡地）」と表記。）の利活用は計画的・効率的に進める必要があり、また、その利活用については町民に説明責任を果たしていく必要がある。

今回、検討対象となった4つの学校は、いずれもまとまった希少性の高い土地・建物である。そのため、三春町のまちづくりに資する大きな可能性を持っているとともに、第6次三春町長期計画を着実に推進していくための財源調達手段としての活用も期待できる貴重な資源ともなる。

そして、これまで学校が地域から数多くの支援、協力をいただきながら運営されてきた歴史的な経緯があり、地域住民は、学校に対して地域のシンボルという思いを強く抱いている。

このような状況を踏まえ、本委員会では、町政や地域の課題と照らし合わせつつ、跡地を含む地域全体を見通したうえで、総合的・長期的な視点から三春町にとって有効な活用となるよう、利活用についての基本的な考え方及び具体的な方向性をまとめるものとする。

1 基本的な考え方

(1) まちづくりを推進するための利活用

- 学校（跡地）は、三春町における貴重なまとまった土地と再利用が可能な建物であるため、三春町長期計画をはじめとする重要施策の方向性に適した利活用を図るべきである。
- 具体的な利活用方法としては、定住化促進、地域産業の活性化、地域コミュニティの活性化など、学校（跡地）周辺をはじめ、町全体の安全・安心で快適な活力あるまちづくりに資する利活用を図るものとする。
- 学校の体育館や校庭は、地域のコミュニティ創造事業や健康づくりに供されていることや、災害時の避難所や選挙時の投票所として利用されている現状に鑑み、地区民が継続して利用できるよう配慮する必要がある。

(2) 資産としての有効活用

- 学校（跡地）は、町民共有の財産であり、利活用によっては財産収入を得ることが期待できる。
- 三春町では今後、役場や図書館をはじめとした公共施設の整備、修繕などに相当の財源が必要になるため、学校（跡地）はその財源調達手段として活用されることを期待する。
- 学校（跡地）の利活用を定める場合、町の維持管理経費の負担を削減できる方策を検討すべきである。

(3) 効率的かつ柔軟な利活用と管理運営

- 学校（跡地）の利活用にあたっては売却も想定されるが、地域での利用状況等を考慮し、町が土地・建物を保有したまま、指定管理者の導入や定期借地権などを活用し長期的に貸付することも検討すべきである。
- 民間などの活力を積極的に最大限活用すべきである。

2 学校(跡地)利活用検討の視点

「基本的な考え方」を踏まえ、具体的な利活用方策は、次のような視点で検討するものとした。

- ① 全町的な懸案事項への対応や町の各種計画への貢献度など、事業実施の必要性
- ② 地域要望との合致度
- ③ 費用対効果の高さ
- ④ 緊急性の高さ
- ⑤ 跡地・跡施設を利用する妥当性
- ⑥ 教育、文化振興など行政への貢献度

3 制度や法規制について

(1) 補助金返還義務の緩和

国庫補助を受けて建設した学校施設を学校以外の用途に転用したり、売却する場合は、原則として補助金相当額の納付が義務付けられている。しかし、国は近年の急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化に対応するため、地域活性化に既存財産を効率的に活用する観点からこの返還義務を弾力化した。平成20年6月の文部科学省通知によるもので、建設後10年を経過した施設は補助目的を達成したものとみなし、無償により転用・貸与・譲渡・取り壊しの場合は国庫納付金（返還金）は免除されることとなった。

ただし、民間事業者等へ有償により貸与・譲渡するときは、国庫納付金相当額以上を学校施設整備のための基金に積み立てることとされている。

(2) 建築基準法と消防法等の規制

建物内の防火設備や内装仕様は、建築基準法や消防法によって利用目的別に備えるべき内容が異なっている。元々の用途である「学校」は、特定の利用者が定期的な訓練を行いながら使用することを前提とする安全性の高い施設であることから、備えるべき設備の要件は大きく緩和された内容になっている。このため学校施設を不特定多数が出入りする施設や商業施設等に利用する場合には、建物の用途変更手続きと併せて、必要な設備や内装仕様に改めて整備しなければならない。

よって、学校（跡地）施設を用途変更して活用する場合は、多額の財政負担を要する場合があるので、費用対効果をよく検証し、活用の選択がされなければならない。

(3) 耐震措置の必要性

耐震改修促進法に基づき、町有施設の特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上

の建物) のうち旧耐震基準(昭和 56 年以前建築)で建築された建築物は、耐震診断をし
たうえで耐震措置を講じなければならない。

今回検討する 4 校のうち、沢石、要田及び桜中学校は新耐震基準で建築されているが、
三春中学校(体育館を除く。)の耐震診断結果は C 判定であり、建物を継続して利活用す
る場合には耐震補強措置を講じなければならない。

第3 利活用の方向性の検討にあたって

1 暫定活用の方針

(1) 葛尾村への要田中学校の貸与

- 葛尾村から「村立小中学校」として、閉校となる中学校のうちの1校を平成25年度から借り入れたい旨の要望が提出された。
- 町は次の事由により貸与することとしたいとし、本委員会に意見を求められた。
 - ・ 三春町は、葛尾村の避難を受け入れた以上、葛尾村の復興を引き続き支援していく必要がある。
 - ・ 現在、葛尾村の児童・生徒はその多くが岩江小中学校に通学している状況にあるが、葛尾村は、復興計画に基づく帰還に向けて村民としての意識の継続が何より大切であり、復興の第一歩は小中学校の再開としている。三春町は、この考え方を尊重したい。
- 本委員会は、本町のまちづくり推進への影響や閉校となる学校の暫定利用等を勘案し、要田中学校の貸与が妥当と判断した。
- これらを踏まえ、町は9月に「平成25年度から要田中学校を貸与する通知書」を葛尾村に交付した。

(2) 現三春中学校を三春小学校の仮校舎として利用

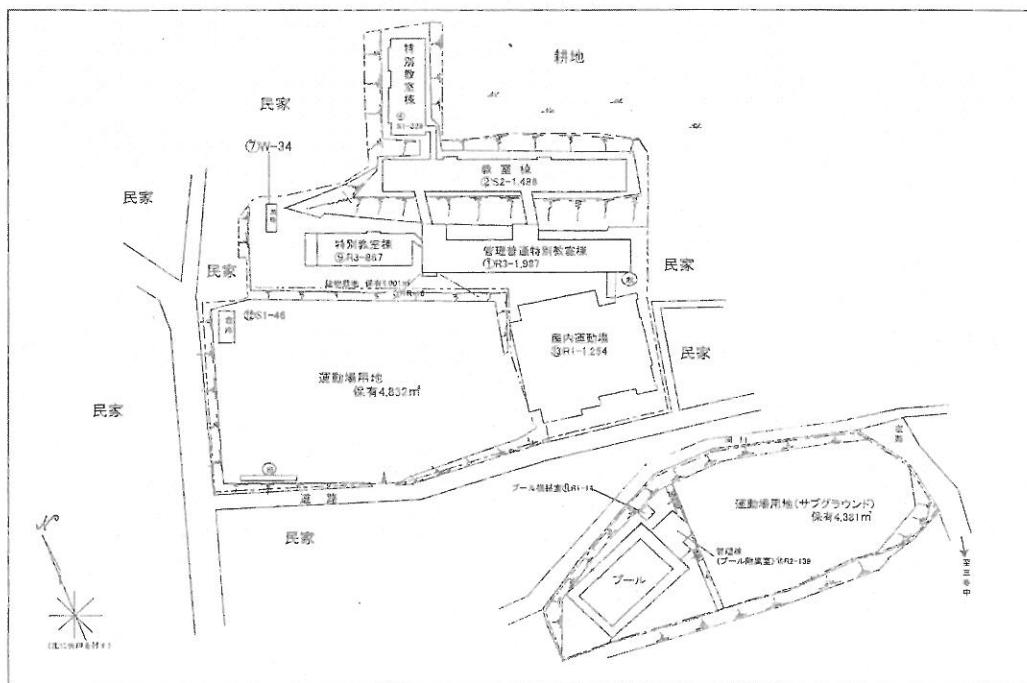
- 三春小学校の耐震化工事を推進するため、施工期間中の校舎は現三春中学校を仮校舎として利用することとしている。
- 工事の工期については、統合中学校への引っ越し作業やトイレの児童用への改修等が必要となることから、現三春中学校への引っ越しは平成25年度夏休み、改修済校舎へ戻る時期は平成26年夏休みという整備スケジュールとなっている。

2 地区意向と町民の意見の把握

- 本委員会は、委員個々人の意見を求められたものであり、町民の総意をまとめることまでは基本として求められていない。
- しかしながら、本委員会の答申がより実効性のあるものとするためには、最低限、地域での利活用の意向は把握すべきと考えた。
よって、各まちづくり協会長に地区意向の把握をお願いした。
- なお、施策の決定に町民の意見の反映は重要であるが、パブリックコメント（意見募集）は、本委員会の答申を受けたのち、町が答申を精査のうえ事業計画化し、その内容について意見を求めるというのが一般的な取組みであるとして整理した。

第4 各学校の利活用計画案

三春中学校



【考慮すべき事項】

- 平成25～26年度は、三春小学校の耐震化工事に伴う仮校舎となるため、その後の利活用についての検討となる。
- 校舎（体育館を除く。）は耐震基準を満たしておらず、再利用する場合は耐震化工事が必要となる。

耐震工事	概算工事費 1億2,600万円
解体工事	概算工事費 6,500万円

- 三春中体育館の地域での利用は多い。北体育館を御木沢小の体育館に転用するとき、三春中体育館を北体育館の代替に位置づけるというのが、これまでの認識である。
- 松橋地内のサブグランド・プールの利用も検討が必要である。
- 田村高校から、同校東体育館の全面改修復旧工事を平成25年度に計画しており、関連して次のような施設貸与の要請がある。

施設	使用内容		時間
グラウンド	部活動	ソフトボール	16:00～19:00
体育館	授業		8:55～15:15
	部活動	バレーボール バドミントン	16:00～19:00 16:00～19:00
テニスコート	部活動	硬式テニス	16:00～19:00
プール	授業	水泳男子	夏季使用 6月末～9月初旬

【地区の意見】

(三春まちづくり協会)

- 平成25～26年度は三春小の仮校舎になることが決定しているため当面の利用はできない。
- 耐震診断Cの校舎をそのまま利活用することは難しいので、どのような利活用をするにしても耐震工事費用が発生する。
- 校舎の解体、更地利用まで考えると、現段階で利活用の提案ができる状態ではない。
- 体育館は、現在、相当数の利用が有るので継続使用は必須。
- 町民の健康増進のための施設（スポーツジム等）としての活用の要望がある。
- 上記のとおり、耐震化の費用、方針等の未確定要素が多すぎるため、具体策を出しにくい状況にある。もう少し時間をかけ、充分な検討をする必要がある。
- 「三春町公共施設整備方針検討委員会」では、役場庁舎、図書館、旧公民館等の施設整備（建物）については充分話し合われていると思われる。
- 今後は、専門家（アドバイザー）の助言を得ながら、町民有志が知恵を絞って、図書館、役場、廃校の利用などについて話し合う場を作ることが必要だと考える。実際に利用する町民が、しっかり時間をかけて充分な議論ができる場をぜひ設けていただきたい。

(御木沢地区まちづくり協会)

- 三春中学校は3階建であり、他の公共施設として転用するとしても実際に利用するにはかなりの改造を必要とする。また、耐震基準を満たしていないので、再利用するには耐震化工事が必要であり、多額の費用を必要とするので望ましくない。
- 町地域防災計画の基本的な考え方を踏まえつつ、現在の建物を取り壊し、更地にし、当分の間「広場、イベントなどの駐車場、災害時の待避所など」に利用し箱物は避けるべきである。
- 保育所や中央児童館などの公共施設への検討は、今後の社会情勢を総合的に勘案し改めて対処していただきたい。

【委員会の意見（案）】

校舎

旧耐震基準の建物であり、取り壊しを前提とする。その後の跡地は、人口定住対策用地、将来の公共施設用地等としての利活用が考えられるものの、現時点で一定の方向性

を示すことは困難である。三春小学校の仮校舎として利用している間に更に検討することが適当である。

グラウンド

- ・ スポ少での利用があり、また、田村高校ソフトボール部での利用希望があることから、現状のままとする。
- ・ 市街地の駐車場不足に対応するため、イベント時には駐車場として利用する。

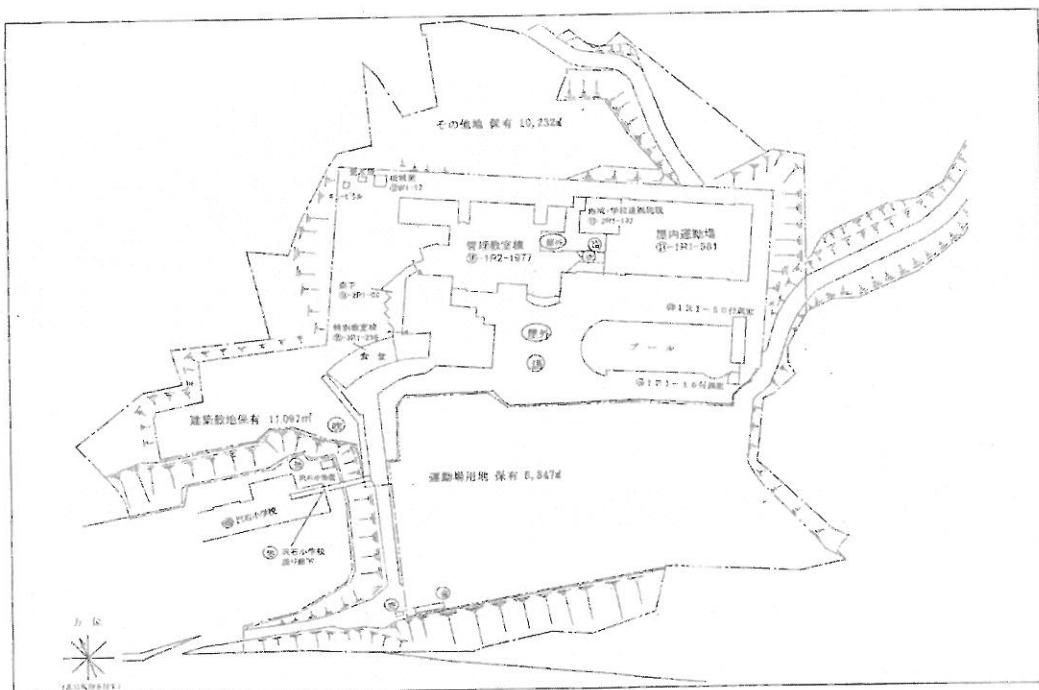
体育館

- ・ 新耐震基準で建築された充実した施設であり、災害時の避難所、選挙時の投票所としての機能は現状を維持する。
- ・ 体育館の地区民への開放は現状を保持することとし、施設管理や地域への開放のあり方等を検討する。
- ・ 田村高校の体育館改修に伴い、同校の体育授業、バレーボール部・バドミントン部の部活動で利用したいとの要望があるが、平成 25 年度（夏季）～26 年度（夏季）は三春小学校の仮校舎として利用するため、小学校での利用を優先する。ただし、部活動での利用は可能性が残る。

サブグラウンド・プール

- ・ サブグラウンド（テニスコート）は、田村高校硬式テニス部の部活動での利用希望がある。
- ・ プールは、田村高校から授業で使いたい旨の要望がある。
- ・ プールは屋根付きであるが、田村高校の授業での使用が終了した後は、利用が見込めず、また施設が事故原因となる可能性があり取り壊す方向とする。取り壊した後の用地は、サブグラウンドと一体的に活用する。

沢石中学校



【考慮すべき事項】

- ・ 沢石小学校の複式学級化が迫っている状況のもと、小学校を沢石中学校に移すべきという声もあるようなので、地区でまず議論してもらうことが先決となる。
- ・ それと並行して、空くことになる学校の利活用を検討することとなる。

【地区の意見】

(沢石まちづくり協会)

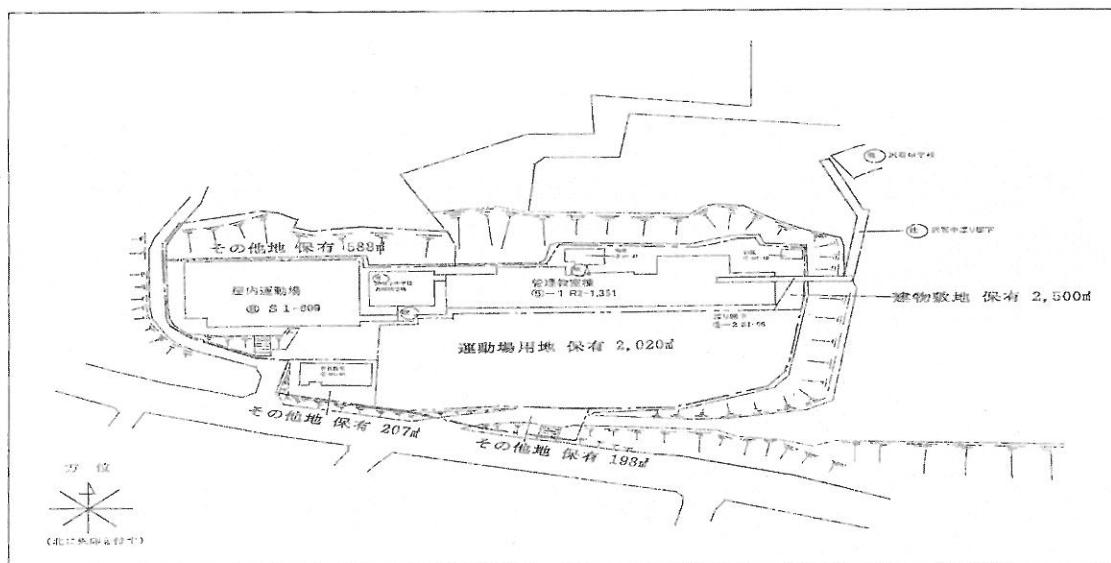
- ・ 沢石小学校として利用する。
 - ① 現在の沢石小学校は築40年以上経過し、耐震Aではあるものの設備の老朽化、トイレは汲み取り式であるため環境の良い沢石中学校に移転を望む。
 - ② 移転に対しての問題点は、トイレの便器の高さと大きさ、教室の数となるが改修に大きな金額にはならないのではないかと考える。
 - ③ 中学校への取付道路が坂道であり、冬雪が降ると車両の通行が困難と思われるので改修が必要と考えられる。

【委員会の意見（案）】

校舎・グラウンド・体育館・プール

平成25年度中から沢石小学校として利用する。利用にあたっては、進入路、施設改修（洋式トイレの設置）等の整備を行うものとする。

沢石小学校



○ 沢石小学校の概要

学校名	施設の概要					
	区分	建築年月	構造	延床面積	耐震診断	教室数
沢石小学校	校舎	S 46. 12	RC2 階建	1,406 m ²	A	普通 7
	体育館	S 56. 3	鉄骨造平屋建	609 m ²	A	特別 4

・所在地 富沢字檜梨池頭 7 6 (学区: 沢石) 　・土地 5,513 m²

【考慮すべき事項】

- ・沢石中学校に沢石小学校が移転すると、沢石小学校が空くことから、その利活用の方針性について検討したものである。

【委員会の意見（案）】

校舎

建物は耐震基準をクリアしていることから取り壊すのではなく、新たな利用方法を考えるべきである。しかしながら地区での利用が見込めないことから、民間事業者等へ有償譲渡・貸付することを前提に、公募により、利活用の提案を求めるものとする。その場合、グラウンド、体育館も含めることもあり得る。

グラウンド

当面、仮設住宅が建設されている沢石広場の代替施設として利用する。

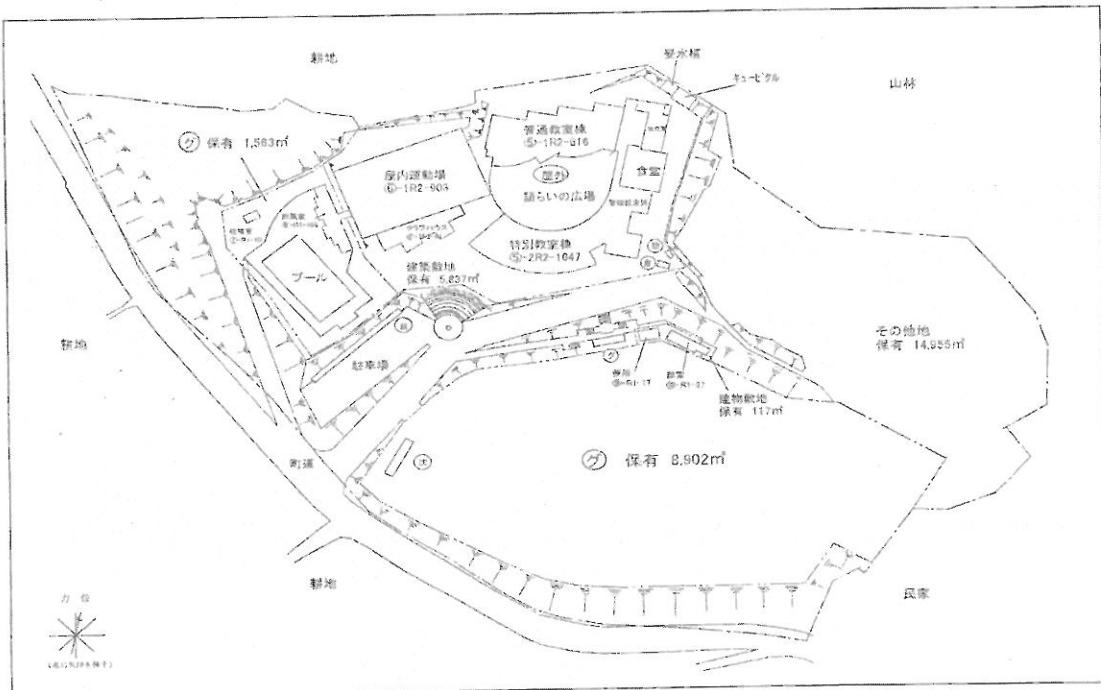
体育館

体育館の地区民への開放は現状を保持する。

共同調理場

平成25年度から沢石小学校、御木沢小学校及び北保育所の共同調理を行う。将来的に町内の共同調理場が統合されるような場合、農産物加工処理施設への転換を図り、三春町の農業の6次産業化の活動拠点とする。

要田中学校



【考慮すべき事項】

- 本委員会としては、「葛尾村へ村立小中学校として貸与すべき」と一応の結論をだしている。従って、その後の利活用の方向性を検討することとなる。
- 介護事業者から、介護施設（グループホーム、デイサービスセンター、サービス付高齢者住宅）として利用したい旨の要望があるが、町の介護保険事業計画への位置付けが必要となる。

【地区の意見】

(要田まちづくり協会)

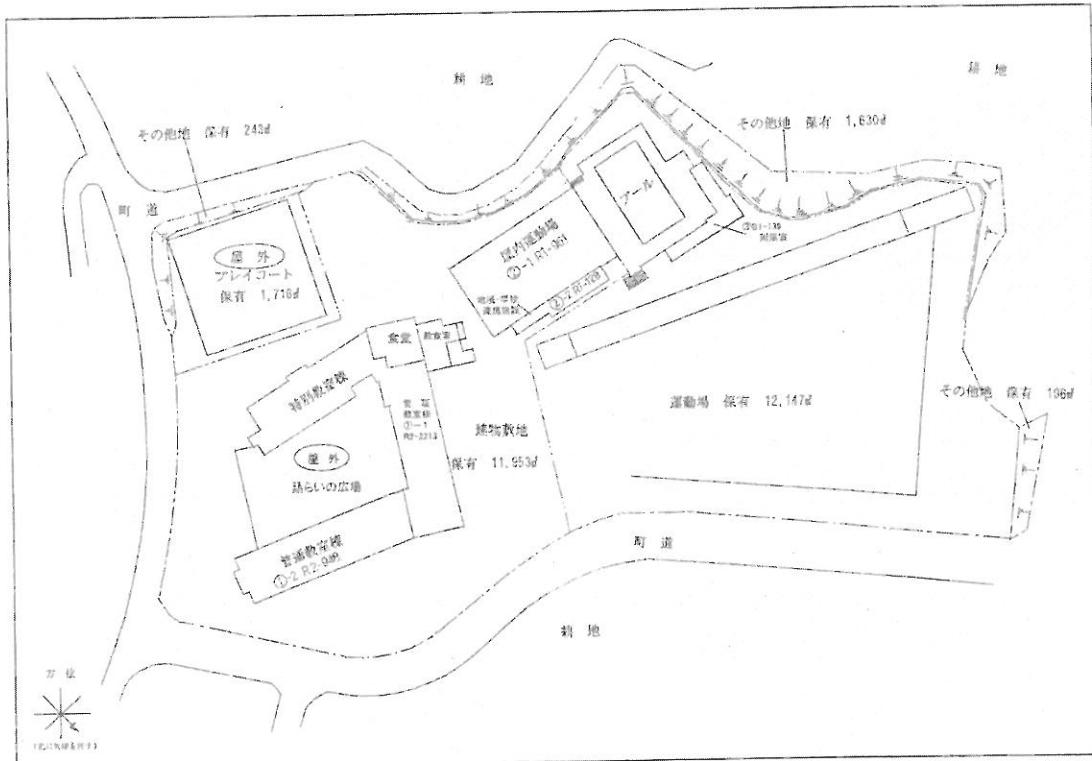
- 平成25年度から葛尾村へ村立小中学校として貸与することとなるが、その貸与期間が定かでなく、今後の社会経済情勢の見通しも不透明なため、現時点で将来の利活用計画を立てるのは困難である。

【委員会の意見（案）】

校舎・グラウンド・体育館・プール

地区的意見と同意見である。なお、災害時の避難所、選挙時の投票所としての機能は現状を維持するとともに、体育施設の地区民への開放は現状を保持するものとする。

桜中学校



【考慮すべき事項】

- 本委員会では、葛尾村からの「中学校貸与」要望の検討に際し、「いろいろな利活用が想定でき、町振興の拠点となり得る可能性を秘めており、三春町のまちづくり推進が優先されるべき施設。」と位置付けた。
- 町民から「文化・芸術に関するスタジオ・アトリエとして貸出、作品の販売、展示、文化教室の開催等々」の新しい拠点として有効活用すべきとの提案がある。

【地区の意見】

(中妻まちづくり協会)

- 介護施設、コミュニティ研修館としての利用や白山福祉館の代替施設としての活用が考えられる。
- グラウンドは、各種球技大会やスポ少で利用したい。

(中郷まちづくり協会)

- 校舎：町の有効利用
- 体育館：休日には地域に開放して欲しい。
- 校庭：地域のために三春南グラウンドとして利用してはどうか。
- 町の収入源になるような活用（専門学校、介護施設など）

(三春まちづくり協会)

- 桜中学校については、立地条件も良く（三春ダム、三春の里との連携）、観光・文化・

芸術など様々な面での利活用が可能と思われる。

【委員会の意見（案）】

校舎

案1～

- ・ 町民から提案のあった「文化・芸術に関するスタジオ・アトリエとして貸出、作品の販売、展示、文化教室の開催等々」として利活用し、三春の里農業公園、自然観察ステーション、三春ダム資料館等と連携した三春町の新しい観光・文化・芸術の拠点（仮称=さくら湖文芸村）として整備を図る。
- ・ 管理運営は、町観光協会や第三セクターがあたり、周辺施設や街なか観光と連携できる仕掛けや仕組みを作るのが望ましい。
- ・ 暫定的な利用として、旧公民館の解体を予定していることから、現在入居している各種団体事務所を移転させる。
- ・ 歴史民俗資料館で保管し、未展示の発掘物や資料を展示する。

案2～

- ・ 介護・福祉関連の事業所や専門教育施設等として公募により事業者を募り、有償で貸与する。

グラウンド

- ・ 地区の球技大会など地域スポーツ活動での利用は現状を保持するものとする。また、新中学校建設により手狭となった町営グラウンドの代替としても利用する。
- ・ イベント開催時には駐車場として利用する。

体育館

- ・ 災害時の避難所、地区民のスポーツ活動の場としての機能は現状を維持するものとする。
- ・ 仮称=さくら湖文芸村のイベント開催時の展示会等に利用する。

プール

- ・ 利用が見込めず、施設が事故原因となる可能性があり取り壊す。取り壊した後の用地は、校舎等の利用と一体的に活用する。